

定 款

清水建設株式会社

清水建設株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、清水建設株式会社と称し、英文ではSHIMIZU CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築、土木、機器装置等建設工事の請負
2. 建設工事に関する調査、企画、研究、評価、診断、地質調査、測量、設計、監理、マネジメント及びコンサルティング業務
3. 地域開発、都市開発、海洋開発、宇宙開発、資源エネルギー開発及び環境整備等に関する調査、企画、設計、監理、マネジメント及びコンサルティング業務
4. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理、鑑定及びコンサルティング業務
5. 住宅等建物の建設、販売、賃貸及び管理並びに土地の造成及び販売
6. 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業並びに不動産特定共同事業法に基づく事業
7. 庁舎、教育・文化施設、医療・社会福祉施設、道路、港湾、空港、公園、上下水道その他の公共施設等並びにこれらに準じる施設の企画、建設、保有、維持管理及び運営
8. 発電及び電気、熱等エネルギーの供給事業、温室効果ガス排出権の取引に関する事業及びこれらに関するコンサルティング業務
9. 農産物の栽培、林業、魚介類の養殖、これらの生産物の加工、販売及び関連施設の運営並びにこれらに関するコンサルティング業務
10. 土壤の調査・浄化工事の請負、廃棄物の収集、処理、処分、再利用事業及びこれらに関するコンサルティング業務
11. 情報通信システム、ビル管理システム等の設計、施工、販売、賃貸、管理及びコンサルティング業務
12. 建物・設備・機器装置の保守管理、警備及び清掃業務

13. 建設機械, 建設用コンクリート製品, 建築用木工品, 家具, 室内装飾品, 木製品の設計, 製造, 販売, 賃貸, 仲介及び建設用資材の販売, 賃貸, 仲介
14. 工業所有権, 著作権, ノウハウ, コンピューターを利用したソフトウェアの取得, 實施許諾及び販売
15. スポーツ施設, ホテル, レストラン, 保養所等の経営及びコンサルティング業務
16. 薬品, 診療材料, 医療用機械器具の販売並びに老人介護サービス付施設の経営及びコンサルティング業務並びに在宅介護サービス事業
17. 広告, 出版, 印刷, 映像等の情報媒体の企画, 制作及び販売並びに催事の企画, 運営及びコンサルティング業務
18. 陸上運送事業及び倉庫, 配送センターの経営
19. 損害保険代理業, 生命保険募集業, 旅行業及び労働者派遣業
20. 金銭の貸付, 債務の保証, 債権買取等の金融業務
21. 前各号に関する国外における事業
22. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は, 本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は, 株主総会及び取締役のほか, 次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は, 電子公告により行う。ただし, 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は, 日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、15億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受けける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に隨時招集する。

2 株主総会は、東京都区内において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議決権の代理行使)

第15条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合株主又は代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(招集者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めたところにより、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなしそう)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選 任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長1名を定めるものとし、必要に応じて、取締役会長、取締役副会長各1名及び取締役副社長若干名を定めることができる。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役との責任限定契約)

第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選 任)

第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役との責任限定契約)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剩余金の配当)

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭には利息をつけない。

